

小牧市子育て世代包括支援センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 8 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市規則第 2 8 号

小牧市子育て世代包括支援センターの管理に関する規則の一部を改正する規則

小牧市子育て世代包括支援センターの管理に関する規則（平成３０年小牧市規則第２９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「勸奨」の次に「、同法第１３条第１項の規定による妊婦に対して健康診査を実施する事業」を加え、「及び同法」を「、同法」に改め、「交付」の次に「及び同法第１７条の２第１項に規定する産後ケア事業」を加え、同条第３号中「第６条の３第６項」を「第６条の３第３項に規定する子育て短期支援事業、同条第４項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第５項に規定する養育支援訪問事業、同条第６項」に改め、「子育て援助活動支援事業」の次に「、同条第１９項に規定する子育て世帯訪問支援事業、同条第２１項に規定する親子関係形成支援事業、同条第２２項に規定する妊婦等包括相談支援事業」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。